



市民意見公募制度

【寄せられたご意見をご紹介します】

「開発行為の許可の基準に関する条例(案)」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方(対応)をご紹介します。

なお、条例案の全文は市ホームページからご覧ください。

【問い合わせ先】都市計画課 (☎ 82-1163)

◆開発行為の許可の基準に関する条例 とは

この条例案は、本市の都市計画マスタープランに基づきコンパクトな市街地の形成を図るため、用途白地地域(用途地域の指定のない地域)において、自然と調和したゆとりのある良好な住環境の形成を図るとともに、用途白地地域への市街地の拡大を抑制することを目的に、宅地の敷地面積の最低限度を定めるものです。

開発行為の許可の基準に関する条例 (案)	【 担 当 課 】 都市計画課 ☎ 82-1163
	○ 公 募 期 間 5月1日～31日
	○ 意見の件数 2件
お寄せいただいた意見	市の考え方(対応)
<p>条例案では、用途白地地域での建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を250㎡としていますが、趣旨に従った抑制効果は十分だと考えられますか。</p> <p>また、過去の開発許可で、250㎡以上の住宅が何パーセントを占めていますか。</p>	<p>平成17～22年度の開発許可(都市計画法第29条)を調査したところ、用途白地地域内で敷地面積が250㎡以上の宅地は、30.9%(55件中17件)でした。</p> <p>このことから、用途白地地域内における250㎡未満の宅地は69.1%(55件中38件)となり、これを制限することにより、開発の抑制効果はあると考えます。</p>
<p>集合住宅に対しても抑制効果がありますか。</p>	<p>平成17～22年度の集合住宅を目的とした開発許可(都市計画法第29条)を調査したところ、敷地面積が250㎡未満のものは無く、駐車場等のスペースを考えると今後も250㎡未満の申請が提出される可能性は低いことから、集合住宅に対する抑制効果はないと考えます。</p>